

貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号）に定めるもののほか、市内企業の人材確保と若年者の市内定住の促進を図るため、奨学金の代理返還により従業員の奨学金の返還を支援する市内企業に対し交付する貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校等 高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）及び大学（専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学及び専門職短期大学を含む。）をいう。
- (2) 奨学金 高校等の教育機関における就学を支援するために貸与される学資金等のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
 - イ 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金
 - ウ 公益財団法人大阪府育英会奨学金
 - エ 貝塚市奨学資金
 - オ その他市長が認める貸与型奨学金
- (3) 市内企業 市内に事業所を有する法人又は個人事業主をいう。
- (4) 代理返還 市内企業が、奨学金を受け高校等を卒業（修了を含む。以下同じ。）し、就職した自社の従業員が返還義務を負う奨学金の返還額の全部又は一部を貸付元に直接送金することをいう。ただし、当該企業の役員や代表者等の家族のために返還するもの、従業員の給与に代えて貸付元に支払うなど報酬としての性質を持つもの及びその者が退職をした場合に、代理返還により当該従業員に代わり返還した金額の全部又は一部について、当該従業員に返還の義務を負わせる条件を付すものは除く。
- (5) 正規雇用従業員 雇用主から期間の定めのない正規の従業員として雇用され、就業規則等に基づく長期雇用を前提とした待遇（賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給、昇格等をいう。）を受ける雇用保険被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）となる者をいう。

(補助対象者及び対象従業員)

第3条 この要綱により補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市内企業の代表者とする。

- (1) 人材確保と若年者の市内定住の促進を図ることを目的として、奨学金の代理返還により自社に就職した従業員を金銭的に支援することについて賛同し、あらかじめ必要な書類を添えて、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金事業者登録申請書（様式第1号）により市長に申請し、登録を受けた企業であること。
- (2) 代理返還による奨学金の返還を遅延なく行っていること。
- (3) 国、府又は市が出資による権利を有する企業でないこと。

- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業の企業であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営んでいないこと。
- (7) 貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) その他市長が不相当と認める企業でないこと。

2 前項第 1 号の自社に就職した従業員は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象従業員」という。）でなければならない。

- (1) 高校等に進学し、在学中に奨学金の貸与を受け卒業し、正規雇用従業員として雇用された者
- (2) 市内の事業所に配属されている者（配属後、転勤等により同一企業の市外事業所に配属された者であつて、引き続き市に住民登録があるものを含む。）
- (3) 奨学金の返還を遅延なく行っている者
- (4) 雇用された日における年齢が満 30 歳未満の者
- (5) 補助金の交付申請の時点で就業しており、かつ、市に住民登録があり現に居住している者で、交付申請初年度から引き続き 10 年間、市に居住する意思があるもの
- (6) 市税を滞納していない者
- (7) 他の自治体による奨学金の返還補助を受けていない者
- (8) 貝塚市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者
（補助対象者の登録等）

第 4 条 市長は、前条第 1 項第 1 号の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、同号の登録を行い、その旨を貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金事業者登録通知書（様式第 2 号）により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を行った補助対象者が希望しない場合を除き、その会社名等の情報を公表するものとする。

3 登録を受けた補助対象者は、登録内容に変更が生じたとき、前条第 1 項各号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は登録を廃止しようとするときは、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金事業者登録変更・廃止届出書（様式第 3 号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があつたとき、補助対象者が前条第 1 項各号の要件に該当しないと認めたとき、又は市長が必要と認めるときは、当該補助対象者に係る登録を廃止するものとする。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費の算定の対象となる期間（以下「算定対象期間」という。）は、毎年 1 月から 12 月までの期間とする。

2 補助対象経費の額は、算定対象期間中に補助対象者が代理返還した対象従業員の奨学金の額（繰上返還等による奨学金の返還額を除く。）とする。ただし、一の対象従業員に対して行った代理返還の月数が、その者に係る最初の補助対象経費に当たる奨学金を代理返還した月から起算して120月を超えるときは、当該120月を超えて代理返還した奨学金は、補助対象経費の対象外とする。

（補助金の額及び期間）

第6条 補助金の額は、毎年度予算に定める範囲内で、対象従業員1人当たり10万円又は当該対象従業員に係る補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか小さい方の額とする。この場合において、複数の対象従業員について補助金の交付を申請する場合には、一の年度につき合計100万円を上限とする。

2 算定対象期間中において、市内の事業所に配属されていた者が転勤等により同一企業の市外の事業所に配属された場合における、当該配属日の属する月以後に係る補助金の額の算定についての前項の規定の適用については、同項中「10万円」とあるのは「5万円」と、「3分の2」とあるのは「3分の1」と読み替えるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該算定対象期間の属する年の翌年の1月4日から2月末日（同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までの間に、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、当該申請は、対象従業員ごとに行うものとし、第1号から第3号までの書類は、2年目以降の申請時には省略することができる。

- （1） 高校等が発行する卒業を証明する書類
- （2） 労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- （3） 雇用保険被保険者資格取得確認通知書（本人通知用）の写し
- （4） 申請者が代理返還により奨学金を直接貸付元に返還したことが確認できる書類
- （5） 前号の奨学金の返還状況が確認できる書類
- （6） 算定対象期間の対象従業員の事業所在職状況が確認できる書類
- （7） 住民票の写し
- （8） 市税に滞納がないことを確認できる書類
- （9） その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）又は貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により行う書類審査、現地調査等について、市長が必要があると認めるときは、申請者に対し、対象従業員の就業状況等に関することについて報告を求め、又は当該従業員の住民基本台帳の記録の調査を行うことができる。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 対象従業員に対し代理返還した額の支払又は当該額に見合う労働を求めるなど、対象従業員の不利益となる取扱いを行わないこと。対象従業員が退職した後も同様とする。
- (2) この要綱その他関係法令の規定を遵守すること。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定通知書を受けた補助対象者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金取下書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助対象者は、交付決定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、交付決定の日から30日以内又は補助金の交付申請日の属する会計年度の3月末日(同日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日)のいずれか早い日までに、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱その他関係法令に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することを不相当と認めたとき。

- 2 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金返還命令書(様式第10号)により、補助対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助対象者は、第12条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 補助対象者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金加算金・延滞金免除申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第12号）により、補助対象者に通知するものとする。

（他の補助金の一時停止等）

第15条 市長は、補助対象者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺することができる。

（書類の保存）

第16条 補助対象者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日以後に補助対象者が雇用した対象従業員への奨学金の代理返還に係るものについて適用する。